



証券コード：7564

第39回 定時株主総会 招集ご通知

●ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面またはインターネットにて議決権行使をお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時

開催場所 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎 エクセルホール

決議事項

| | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 創業者功労金贈呈の件 |

目 次

| | |
|-----------------|------|
| 第39回定時株主総会招集ご通知 | P.1 |
| 株主総会参考書類 | P.3 |
| (提供書面) | |
| 事業報告 | P.11 |
| 計算書類 | P.29 |
| 監査報告 | P.40 |

株式会社 ワークマン

株主各位

証券コード 7564
2020年6月10日

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

株式会社 ワークマン
代表取締役社長 小濱 英之

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|--------------|---|
| 1日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2場 所 | 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地 ビエント高崎 エクセルホール ※開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。 |
| 3目的事項 | 報告事項 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠取締役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 創業者功労金贈呈の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.workman.co.jp/>)

＜お土産廃止のお知らせ＞

昨年まで株主総会終了後にお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただきますこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに配当性向等を総合的に勘案し、前期より13円50銭(注)増配の、1株につき50円とさせていただきますと存じます。

| | |
|--------------------------|---|
| 配当財産の種類 | 金銭 |
| 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 50円 配当総額 4,080,521,600円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2020年6月29日 |

(注)当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を考慮すると、前期の年間配当金は1株につき36円50銭となります。

第2号議案

取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | |
|-------|-------------------|---------------------------------------|----|
| 1 | こはま ひでゆき 小濱 英之 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | つちや てつお 土屋 哲雄 | 専務取締役経営企画部・開発本部 情報システム部・ロジスティクス部担当 | 再任 |
| 3 | いづか ゆきたか 飯塚 幸孝 | 取締役財務部長 | 再任 |

候補者番号

1

こ はま ひで ゆき
小濱 英之 (1969年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 18,400株
取締役在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

| | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1990年 3月 当社入社 | 2015年 1月 当社役員待遇商品部長 |
| 2003年 5月 当社商事部長代理 | 2016年 6月 当社執行役員商品部長 |
| 2009年 5月 当社商事部長 | 2017年 3月 当社執行役員スーパーバイズ部長 |
| 2010年 1月 当社商品部第二部長兼セーフティグッズ担当 | 2017年 6月 当社取締役スーパーバイズ部長 |
| 2011年 1月 当社商品部海外商品部長 | 2019年 4月 当社代表取締役社長（現任） |
| 2014年 6月 当社役員待遇商品部海外商品部長 | |

[重要な兼職の状況]

なし

候補者番号

2

つち や てつ お
土屋 哲雄 (1952年10月6日生)

所有する当社の株式数…………… 11,520株
取締役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

| | |
|---------------------------------|---|
| 1975年 4月 三井物産㈱入社 | 2012年 4月 当社常勤顧問 |
| 1988年10月 三井物産デジタル㈱代表取締役社長 | 2012年 6月 当社常務取締役情報システム部・ロジスティクス部担当 |
| 2003年 6月 上海広電三井物貿有限公司董事兼総経理 | |
| 2006年 6月 三井情報開発㈱（現三井情報㈱）取締役執行役員 | 2017年 6月 当社常務取締役経営企画部・情報システム部・ロジスティクス部担当 |
| 2008年 6月 三井情報㈱役員待遇フェロー | 2019年 6月 当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当（現任） |

[重要な兼職の状況]

なし

候補者番号

3

いい づか ぶき たか
飯 塚 幸 孝 (1965年3月8日生)

所有する当社の株式数…………… 16,800株
 取締役在任年数…………… 3年
 取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年8月 当社入社
 1994年5月 当社財務部会計グループマネジャー
 2004年6月 当社財務部長代理兼会計グループ担当
 2009年5月 当社財務部長兼会計グループ担当
 2011年6月 当社役員待遇財務部長
 2017年6月 当社取締役財務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は単一事業経営と単体のみのシンプルな経営体制で、業界でも最先端のロジスティクスや情報システムなどの経営インフラを整備して、変化の速い市場に即応した商品を提供する業務を営んでおります。当社は事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ当社事業の特性をふまえた意思決定を取締役会で行うことを重視しており、社外取締役の選任は行ってまいりませんでした。

当社は社外取締役に一定の役割が期待できることは十分理解しておりますが、そのメリットと社外取締役を置くことにより迅速な意思決定に支障がでるデメリットを比較すると、後者のデメリットの方がより大きいと判断して、社外取締役を置かないことにいたしました。

当社は資本効率と社員一人当たりの純利益や時価総額を重視しております。現状、社員は305名ですが、今後も社員数は業務の効率化を図り、低水準に抑制していく予定です。徹底して経営効率を追求する中、新たに社外取締役を置くことは、役員報酬の支払いのほか、取締役会の日程の事前調整、取締役会議題の事前説明のための社外取締役用詳細資料の作成と担当者が出向いての説明など種々の業務上の負担やコストのみ増大することとなり、結果として当社ひいては株主様を始めとした他のステークホルダーのために相当でないと判断したため、本総会においては社外取締役の選任議案を上程していません。

なお、役員構成については必要に応じて今後も検討していく所存でございます。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役堀口均氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ほ り ぐ ち ひ と し
堀 口 均 (1959年3月29日生)

| | |
|-----------------|--------|
| 所有する当社の株式数…………… | 一株 |
| 監査役在任年数…………… | 4年 |
| 取締役会出席状況…………… | 12/12回 |

再 任

【略歴、当社における地位】

社 外

1993年4月 弁護士登録
高橋勇雄法律事務所入所

独 立

1998年4月 堀口均法律事務所開設
2016年6月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

堀口均法律事務所 弁護士

- (注) 1. 堀口 均氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外監査役候補者であります。
3. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の社外監査役として経営全般の監視に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、幅広い見識を有しておられることから、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
5. 同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

関根 隆文 (1960年4月6日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
 取締役在任年数…………… 一年
 取締役会出席状況…………… 一回

【略歴】

1984年3月 (株)いせや入社
 1993年9月 (株)カインズ財務部資金グループマネジャー
 1995年5月 同社財務部会計グループマネジャー
 2013年4月 (株)ベイシア常勤監査役
 2014年3月 同社財務部長
 2014年4月 同社執行役員管理本部長
 2014年11月 同社取締役常務執行役員管理本部担当(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)ベイシア取締役常務執行役員

- (注) 1. 関根隆文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は、補欠の取締役候補者であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ごとう みち たか
後藤 充隆 (1960年9月16日生)

| | |
|-----------------|----|
| 所有する当社の株式数…………… | 一株 |
| 監査役在任年数…………… | 一年 |
| 取締役会出席状況…………… | 一回 |

【略歴】

1993年 4月 判事補任官
1998年 3月 同退官
1998年 4月 弁護士登録
高橋・後藤法律事務所所属

【重要な兼職の状況】

高橋・後藤法律事務所 弁護士

- (注) 1. 後藤充隆氏の所属する事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の社外監査役として経営全般の監視に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、幅広い見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第6号議案

創業者功労金贈呈の件

当社創業者の土屋嘉雄氏は、2019年9月末日をもって当社取締役を辞任されました。同氏の1982年の創業以来38年にわたり当社の発展に尽力してきた功績や在任中の労に報いるため、創業者功労金として5億円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。創業者功労金の対象となる土屋嘉雄氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|-----------------------|
| 土屋 嘉雄 | 1982年8月 当社設立代表取締役社長 |
| | 1984年4月 当社取締役会長 |
| | 1991年7月 当社代表取締役会長兼社長 |
| | 1992年4月 当社代表取締役会長 |
| | 1994年10月 当社代表取締役会長兼社長 |
| | 1996年5月 当社代表取締役会長 |
| | 2009年6月 当社取締役会長 |
| | 2019年9月 当社取締役会長辞任 |

以上

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中の通商摩擦や英国のEU離脱に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックで先行きが見通せない状況となっております。個人消費につきましても、消費税率引上げの影響はあるものの、雇用・所得環境の改善で緩やかな回復基調にありましたが、感染症拡大による消費活動の落ち込みが顕著となっております。

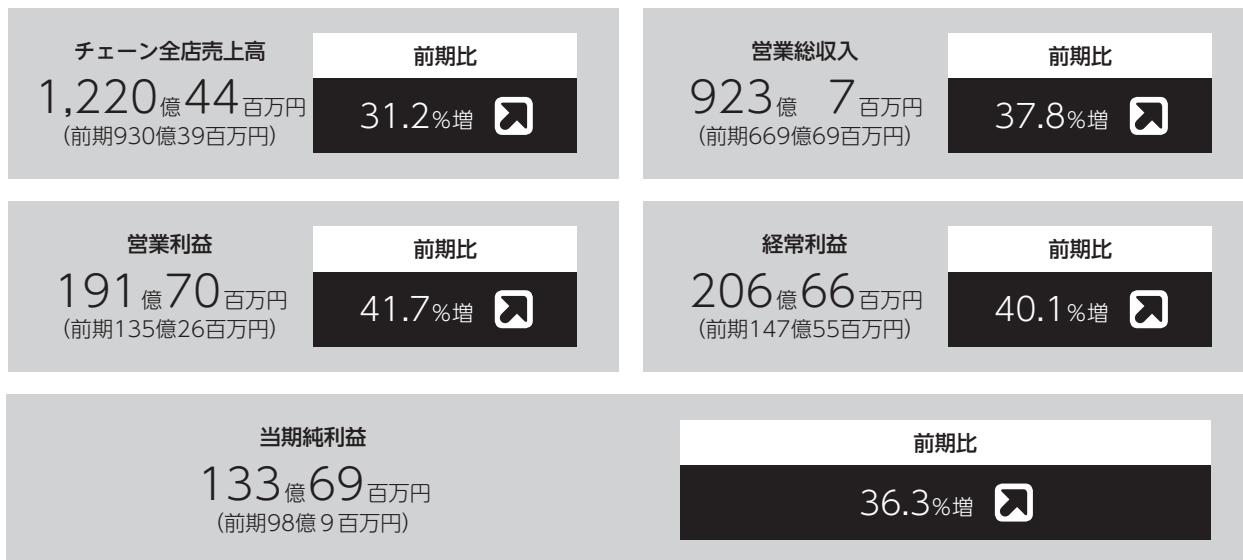
ワーキング・ユニフォーム業界におきましては、東京オリンピックに伴う建設需要の高まりで堅調に推移する一方、長梅雨による低温や暖冬の影響で季節商品の販売が振るわず、また、業種・業態の垣根を越えた競合の激化や、中国等海外生産地の人件費高騰、国内物流費の上昇など仕入コストの上昇で厳しい経営環境が続いております。

このような中で当社は、商品では、「FieldCore・Find-Out・AEGIS」主要PB（プライベート・ブランド）3ブランドを強化し、プロユーザーから一般のお客さままで幅広い層に支持を得ました。また、法人向け低価格ワーキングウエア「G-NEXTシリーズ」の強化も進め、競合他社との差別化を一段と加速させました。これによりPB商品は1,426アイテムとなり、チェーン全店売上高構成比は前期比7.3ポイント増の51.4%となりました。

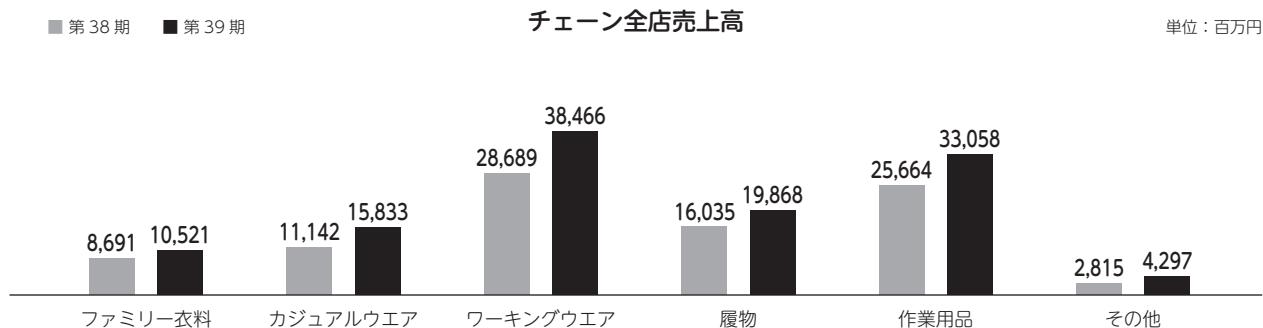
販売では、マスコミやインフルエンサーを活用したメディア戦略が功を奏し、ブランド認知の向上が図れました。また、アンバサダー・マーケティングの始動やオムニチャネルのClick&Collect型新通販サイトの立ち上げ、一つの店舗が「プロ」・「一般ユーザー」の双方に「ダブルの価値」を持つことを店舗内外の演出で表現する「W'sConcept Store」を開店し、新たな客層の拡大と売上向上に取り組みました。

店舗展開では、ワークマンプラスの展開加速で全国的に知名度向上を図りました。当事業年度の新規出店は全てワークマンプラスとなり、ロードサイド30店舗、インショップ6店舗、スクラップ&ビルド6店舗、ワークマンプラスへの改装転換121店舗、賃貸借契約満了による閉店5店舗で、2020年3月31日現在の営業店舗数は、フランチャイズ・ストア（加盟店A契約店舗）が前期末より100店舗増の834店舗、直営店（加盟店B契約店舗、トレーニング・ストア及びショッピングセンター）は前期末より69店舗減の34店舗で、46都道府県下に合計868店舗（ワークマンプラス175店舗）となりました。

この結果、当事業年度のチェーン全店売上高は1,220億44百万円（前期比31.2%増、既存店前期比25.7%増）となりました。また営業総収入は923億7百万円（前期比37.8%増）、営業利益191億70百万円（前期比41.7%増）、経常利益206億66百万円（前期比40.1%増）、当期純利益133億69百万円（前期比36.3%増）となりました。



商品別の販売状況は次のとおりであります。



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は33億42百万円であり、その内容は自社店舗の建設などで30億46百万円、Click&Collect型新ECサイトの構築やソフトウェアの開発などで2億96百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

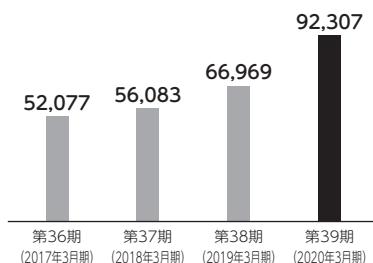
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

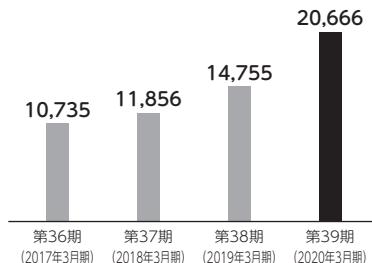
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

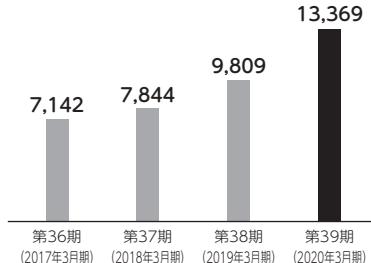
営業総収入 (単位：百万円)



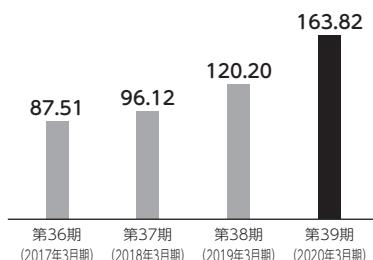
経常利益 (単位：百万円)



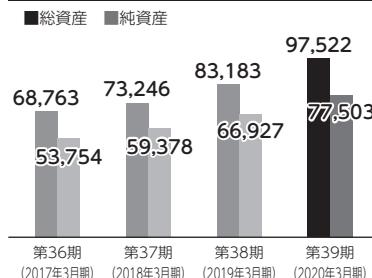
当期純利益 (単位：百万円)



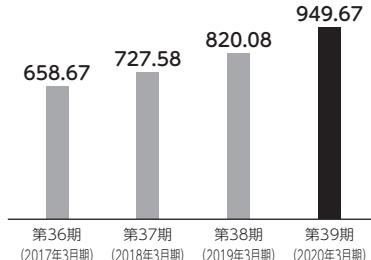
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



| 区分 | | 第36期 (2017年3月期) | 第37期 (2018年3月期) | 第38期 (2019年3月期) | 第39期 (当事業年度) (2020年3月期) |
|------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 営業総収入 | (百万円) | 52,077 | 56,083 | 66,969 | 92,307 |
| 経常利益 | (百万円) | 10,735 | 11,856 | 14,755 | 20,666 |
| 当期純利益 | (百万円) | 7,142 | 7,844 | 9,809 | 13,369 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 87.51 | 96.12 | 120.20 | 163.82 |
| 総資産 | (百万円) | 68,763 | 73,246 | 83,183 | 97,522 |
| 純資産 | (百万円) | 53,754 | 59,378 | 66,927 | 77,503 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 658.67 | 727.58 | 820.08 | 949.67 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算出しております。
2. 記載金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2016年4月1日付及び2019年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は当該株式分割がそれぞれ第36期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、経済に与える影響が深刻化しており、予測不能な状況となっております。国内市場においては、オリンピック効果による健康志向を背景にスポーツ型レジャー“アスレジャー”人気の高まりで「機能性ウエア」需要の増大が見られました。一方で、他業態からの参入も相次ぎ競合の激化が懸念されています。

このような環境の中で当社は、商品政策では、機能や価格、デザインでお客様に「驚いて」いただくP B商品の開発強化で、競合他社との差別化をさらに鮮明にし、一層の客層拡大に取り組みます。また、生産管理体制を強化し、販売計画を春夏・秋冬の2シーズン制から4シーズン制へ移行することで店舗オペレーションの効率化を図ります。

販売政策では、ECの強化として、店舗在庫を活用したClick&Collect型自社通販サイトでオムニチャネルを推進し、店舗への送客をさらに推し進めます。また、次世代店舗フォーマットの標準化として、新規出店より売場面積の拡張と駐車場台数の増加に取り組み、ワークマンプラス効果の最大化を図ります。販売促進では、良質アンバサダーの発掘とSNSでの情報発信力を強化し、潜在顧客の発掘とリピーター化を促進します。

物流政策では、倉庫内作業の効率化と配送コースの見直しでコスト削減を図ります。また、伊勢崎流通センターの増床工事を期内に着工、物流インフラの強化に取り組みます。

出店政策では、新規出店は全てワークマンプラスを計画し、併せて既存店のワークマンプラスへの改装を進め展開を加速いたします。ロードサイド34店舗、インショップ5店舗、スクラップ&ビルド7店舗、既存店改装62店舗でワークマンプラスは108店舗増加、全体では、宮崎県への初出店で全都道府県へのネットワークが完成、合計907店舗（ワークマンプラス283店舗）となります。

(新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報)

- ・ サプライチェーンでは、P B商品の生産拠点が中国、ASEAN諸国に集中しており、各国の感染状況次第では生産稼働率の低下や物流面で商品の入荷遅延リスクが潜在化しております。
- ・ 販売では、緊急事態宣言を受けて、店舗の臨時休業や時短営業の実施、外出自粛に伴う消費マインドの低下など、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社はフランチャイズシステムで、作業服及び作業関連用品を販売する専門店をチェーン展開することを主な事業として営んでおり、主要な取り扱い商品は次のとおりであります。

| 区分 | 商品名 |
|----------|----------------------------------|
| ファミリー衣料 | 肌着、靴下、軍足、帽子、タオル、エプロン |
| カジュアルウエア | ポロシャツ、Tシャツ、ハイネックシャツ、ブルゾン、スポーツウエア |
| ワーキングウエア | 作業ジャンパー、作業ズボン、つなぎ服、鳶衣料、アウトドアウエア |
| 履物 | 安全靴、セーフティシューズ、地下足袋、長靴、布靴 |
| 作業用品 | 軍手、革手袋、加工手袋、レインウエア、ヘルメット、ベルト |

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 主要な事業所

| | |
|-----------|-----------------|
| 本社 | 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 |
| 東京本部 | 東京都台東区 |
| 製品開発センター | 東京都台東区 |
| 関東・信越本部 | 群馬県伊勢崎市 |
| 北東北地区本部 | 岩手県盛岡市 |
| 南東北地区本部 | 宮城県仙台市太白区 |
| 茨城地区本部 | 茨城県水戸市 |
| 栃木地区本部 | 栃木県矢板市 |
| 千葉地区本部 | 千葉県千葉市緑区 |
| 神奈川地区本部 | 神奈川県藤沢市 |
| 新潟地区本部 | 新潟県新潟市中央区 |
| 長野地区本部 | 長野県長野市 |
| 静岡地区本部 | 静岡県静岡市駿河区 |
| 愛知地区本部 | 愛知県岡崎市 |
| 岐阜地区本部 | 岐阜県羽島市 |
| 大阪地区本部 | 大阪府岸和田市 |
| 兵庫地区本部 | 兵庫県神戸市西区 |
| 広島地区本部 | 広島県安芸郡海田町 |
| 福岡地区本部 | 福岡県大野城市 |
| 伊勢崎流通センター | 群馬県伊勢崎市 |
| 竜王流通センター | 滋賀県蒲生郡竜王町 |

② 地域別店舗数

(単位：店)

| 区分 県別 | チェーン全店舗数 | | | | |
|----------|---------------------------|--------------|---------------|---|------------------|
| | フランチャイス・ストア (加盟店A契約店舗) | 直営店舗 | | | ショッピングセンター 店舗 |
| | | 加盟店B契約 店舗 | トレーニング ストア | | |
| 北海道 | 15 | 13 | 0 | 2 | 0 |
| 青森県 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 | 12 | 11 | 0 | 1 | 0 |
| 宮城県 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 秋田県 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 山形県 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 福島県 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 茨城県 | 35 | 35 | 0 | 0 | 0 |
| 栃木県 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬県 | 23 | 23 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | 77 | 75 | 0 | 1 | 1 |
| 千葉県 | 53 | 52 | 0 | 0 | 1 |
| 東京都 | 55 | 51 | 0 | 2 | 2 |
| 神奈川県 | 52 | 48 | 0 | 2 | 2 |
| 新潟県 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 富山県 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 石川県 | 6 | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 福井県 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 山梨県 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 長野県 | 28 | 27 | 0 | 1 | 0 |
| 岐阜県 | 23 | 22 | 0 | 1 | 0 |
| 静岡県 | 37 | 36 | 0 | 0 | 1 |
| 愛知県 | 64 | 64 | 0 | 0 | 0 |
| 三重県 | 14 | 13 | 0 | 1 | 0 |

| 区分 県別 | チェーン全店舗数 | | | | |
|----------|---------------------------|--------------|---------------|----|------------------|
| | フランチャイス・ストア (加盟店A契約店舗) | 直営店舗 | | | ショッピングセンター 店舗 |
| | | 加盟店B契約 店舗 | トレーニング ストア | | |
| 滋賀県 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 44 | 38 | 0 | 5 | 1 |
| 兵庫県 | 29 | 27 | 0 | 1 | 1 |
| 奈良県 | 10 | 8 | 0 | 2 | 0 |
| 和歌山県 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 鳥取県 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 島根県 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 岡山県 | 10 | 9 | 1 | 0 | 0 |
| 広島県 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 山口県 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 徳島県 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 香川県 | 8 | 6 | 1 | 1 | 0 |
| 愛媛県 | 11 | 10 | 1 | 0 | 0 |
| 高知県 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡県 | 28 | 27 | 0 | 1 | 0 |
| 佐賀県 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎県 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 熊本県 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 大分県 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 鹿児島県 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄県 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 868 | 834 | 3 | 22 | 9 |

③ 当事業年度中の開店、閉店数

(単位：店)

| 県別 | 区分 | 開店 | 閉店 |
|------|----|----|----|
| 北海道 | | 4 | 0 |
| 宮城県 | | 2 | 0 |
| 栃木県 | | 1 | 2 |
| 群馬県 | | 0 | 1 |
| 埼玉県 | | 0 | 1 |
| 千葉県 | | 2 | 1 |
| 東京都 | | 1 | 0 |
| 神奈川県 | | 3 | 0 |
| 新潟県 | | 1 | 0 |
| 石川県 | | 1 | 0 |

| 県別 | 区分 | 開店 | 閉店 |
|------|----|----|----|
| 静岡県 | | 1 | 0 |
| 愛知県 | | 2 | 0 |
| 大阪府 | | 6 | 0 |
| 奈良県 | | 1 | 0 |
| 福岡県 | | 4 | 0 |
| 熊本県 | | 3 | 0 |
| 大分県 | | 1 | 0 |
| 鹿児島県 | | 2 | 0 |
| 沖縄県 | | 1 | 0 |
| 合計 | | 36 | 5 |

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 305名 | 39名増 | 37.3歳 | 11.8年 |

(注) 使用人数には、店長候補社員及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社群馬銀行 | 500 |
| 株式会社足利銀行 | 300 |
| 株式会社みずほ銀行 | 300 |
| 農林中央金庫 | 150 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 100 |

2 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 81,846,816株(自己株式236,384株を含む。)
 (3) 株主数 24,539名
 (4) 大株主(上位10名)

| 株主名 | 持株数(株) | 持株比率(%) |
|---------------------|------------|---------|
| 株式会社ベイシア興業 | 23,040,000 | 28.23 |
| 土屋裕雅 | 12,000,000 | 14.70 |
| 株式会社カインズ | 7,894,400 | 9.67 |
| 吉田佳世 | 5,930,400 | 7.27 |
| 大嶽 恵 | 5,930,400 | 7.27 |
| 株式会社カインズ興産 | 2,976,000 | 3.65 |
| 土屋嘉雄 | 2,948,800 | 3.61 |
| みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 | 1,600,000 | 1.96 |
| 株式会社群馬銀行 | 1,312,000 | 1.61 |
| ワークマン取引先持株会 | 978,400 | 1.20 |

(注)持株比率は自己株式(236,384株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年2月21日開催の取締役会において、2019年3月31日(実質上3月29日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって、2019年4月1日付で株式分割を行うことを決議し、あわせて当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は96,000,000株増加して192,000,000株、発行済株式の総数は40,923,408株増加して81,846,816株となっております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|-------------------------------|
| 代表取締役社長 | 小 濱 英 之 | |
| 専務取締役 | 土 屋 哲 雄 | 経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当 |
| 取締役 | 飯 塚 幸 孝 | 財務部長 |
| 常勤監査役 | 長谷川 浩 | |
| 監査役 | 新 井 俊 夫 | |
| 監査役 | 堀 口 均 | |

(注) 監査役新井俊夫氏及び監査役堀口 均氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、堀口 均氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況 |
|---------|------------|---------|--|
| 土 屋 嘉 雄 | 2019年9月30日 | 辞 任 | 取締役会長・㈱ベイシア代表取締役会長、㈱いせやコーポレーション代表取締役社長 |
| 栗 山 清 治 | 2019年6月27日 | 任 期 満 了 | 取締役 |
| 服 部 政 二 | 2019年6月27日 | 任 期 満 了 | 取締役 |

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
|------------------|----------|-----------|
| 取締役 | 6 | 621 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 18 (7) |
| 合計 | 9 | 639 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2019年9月30日付で辞任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は取締役3名及び監査役3名であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額31百万円及び、2019年9月30日付で辞任した創業者土屋嘉雄氏に対する創業者功労金500百万円の役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第25回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第15回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会 | | 監査役会 | |
|-----|------|---------|--------|---------|--------|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 監査役 | 新井俊夫 | 12回中12回 | 100.0% | 13回中13回 | 100.0% |
| 監査役 | 堀口均 | 12回中12回 | 100.0% | 13回中13回 | 100.0% |

・取締役会及び監査役会における発言状況

新井俊夫氏は、主に長年にわたる他社での豊富な業務経験、知識等を当社の経営全般の監視に活かし、幅広い見識から発言を行っております。堀口均氏は、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

その理由は、当社は迅速な意思決定機能を維持し、機動的な経営判断による持続的な企業価値向上と市場環境の変化にいち早く対応できる体制を確保するうえで、社外取締役を選任していない現在の体制がもっとも有効であると判断しているからです。すなわち、当社は単一事業経営と単体のみのシンプルな経営体制で、業界でも最先端のロジスティクスや情報システムなどの経営インフラを整備して、変化の速い市場に即応した商品を提供する業務を営んでおります。それゆえ、事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心にした、社外取締役を置かない従来の体制下で、迅速かつ機動的な意思決定を行い、経営戦略の進化と事業の強化で収益力を高め、資本効率の追求を図り、企業価値すなわち株主価値の向上を果たし、順調に発展してまいりました。また、社外取締役がない現時点においても、監査役会など他の機関・制度によって、社外取締役に対し一般に期待される企業価値向上のための助言機能や経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能は十分に確保された体制が整っていると考えております。

次に、コーポレートガバナンスの強化につきましては、当社の監査役会は、取締役3名に対し3名で構成されており、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会における議決権は有しないものの社外取締役に求められる機能同様に、取締役会や重要な会議等に出席し、意思決定の過程、妥当性、適正性、適法性を確保するための助言、提言を独立性・客観的見地から適宜実施するほか、状況に応じて取締役よりその職務の執行状況を聴取する等の方法により職務を監督並びに監査しております。また、定期的に監査役会を開催することにより、監査役間の情報共有及び意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し、適宜説明を受けております。

このような体制の下で当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の実効性は十分に確保されていると判断しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 支払額 (百万円) |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
- ハ. 内部監査部による定期的な業務監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。

文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとする。取締役及び監査役は、常時その文書を閲覧出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
- ロ. 意思決定プロセスの効率化を図るとともに、重要な事項については、随時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。

⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役へ報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査役の意見を尊重する。
- ロ. 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役又は使用人は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査役会又は監査役に報告する。
- ロ. 監査役会又は監査役は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の業務環境の整備に努める。
- ロ. 監査役は、社内の重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
- ハ. 監査役は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 「行動憲章」において、「社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決する」旨を明文化する。
- ロ. 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。

⑫ その他

フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、以下のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会のほか、改善改革会議、四半期営業会議など重要な会議に出席し、各部署における業務の進捗状況の確認や意見交換を行うとともに、職務執行の監視・監督を行っております。

② コンプライアンス体制について

当社は、社員の行動規範である「行動憲章」を全社員に配布するとともに、社内イントラネットで常に閲覧できることを通じて、コンプライアンスの意識を周知徹底しております。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」による内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに抵触する事態の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

新入社員に対しては入社時に研修を行うほか、年1回社員から「法令と社内規則順守の誓約書」の提出を求め、法令違反あるいは企業倫理上問題のある行為などの恐れがある場合は、たとえ上司の指示等であっても相談担当者

に相談することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査体制について

当社は、社長直轄の内部監査部が決めた、内部監査計画書に基づき、本社、店舗を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査部は監査役及び会計監査人と常に意見交換を行い、監査の効率的な実施と実効性の向上に努めております。

④ 監査役について

常勤監査役及び社外監査役は、取締役会や四半期営業会議など重要な会議に出席し、各部署の業務計画やその進捗状況を把握し、コンプライアンスの観点から監視を行うほか、各監査役が業務を分担し、独立した立場で監査を実施しております。また、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査部と定期的に情報交換を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 73,764,736 |
| 現金及び預金 | 45,240,802 |
| 売掛金 | 136,116 |
| 加盟店貸勘定 | 13,674,914 |
| 商品 | 13,660,407 |
| 貯蔵品 | 19,994 |
| 未収入金 | 44,290 |
| 1年内回収予定の差入保証金 | 498,562 |
| その他 | 491,035 |
| 貸倒引当金 | △1,386 |
| 固定資産 | 23,757,638 |
| 有形固定資産 | 16,968,782 |
| 建物 | 9,078,554 |
| 構築物 | 1,458,209 |
| 車両運搬具 | 54,766 |
| 工具器具備品 | 1,519,969 |
| 土地 | 3,988,232 |
| リース資産 | 857,063 |
| 建設仮勘定 | 11,986 |
| 無形固定資産 | 455,676 |
| 投資その他の資産 | 6,333,179 |
| 投資有価証券 | 3,173 |
| 長期前払費用 | 596,833 |
| 繰延税金資産 | 1,353,318 |
| 差入保証金 | 4,370,251 |
| その他 | 38,427 |
| 貸倒引当金 | △28,825 |
| 資産合計 | 97,522,375 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 16,905,694 |
| 買掛金 | 3,786,818 |
| 加盟店買掛金 | 1,610,531 |
| 加盟店借勘定 | 48,594 |
| 短期借入金 | 1,350,000 |
| リース債務 | 124,101 |
| 未払金 | 3,746,837 |
| 未払法人税等 | 4,721,284 |
| 未払消費税等 | 326,403 |
| 未払費用 | 450,040 |
| 役員賞与引当金 | 31,040 |
| 役員退職慰労引当金 | 500,000 |
| リース資産減損勘定 | 6,147 |
| その他 | 203,895 |
| 固定負債 | 3,113,541 |
| リース債務 | 978,209 |
| 長期預り保証金 | 863,148 |
| 長期リース資産減損勘定 | 878 |
| 資産除去債務 | 1,271,305 |
| 負債合計 | 20,019,236 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 77,266,773 |
| 資本金 | 1,622,718 |
| 資本剰余金 | 1,342,600 |
| 資本準備金 | 1,342,600 |
| 利益剰余金 | 74,368,338 |
| 利益準備金 | 178,620 |
| その他利益剰余金 | 74,189,718 |
| 別途積立金 | 23,150,000 |
| 繰越利益剰余金 | 51,039,718 |
| 自己株式 | △66,884 |
| 評価・換算差額等 | 236,365 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,034 |
| 繰延ヘッジ損益 | 235,330 |
| 純資産合計 | 77,503,139 |
| 負債・純資産合計 | 97,522,375 |

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|--------------|-------------------|
| 営業収入 | | |
| 加盟店からの収入 | 20,010,973 | |
| その他の営業収入 | 3,815,960 | 23,826,933 |
| 売上高 | (68,481,042) | 68,481,042 |
| 営業総収入 | | 92,307,976 |
| 売上原価 | (57,923,047) | 57,923,047 |
| 売上総利益 | (10,557,995) | |
| 営業総利益 | | 34,384,929 |
| 販売費及び一般管理費 | | 15,214,393 |
| 営業利益 | | 19,170,535 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 414,646 | |
| 仕入割引 | 245,718 | |
| その他 | 894,079 | 1,554,444 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 57,993 | |
| その他 | 138 | 58,131 |
| 経常利益 | | 20,666,848 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2,124 | 2,124 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 27,826 | |
| 減損損失 | 45,565 | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 500,000 | 573,392 |
| 税引前当期純利益 | | 20,095,580 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,031,802 | |
| 法人税等調整額 | △305,687 | 6,726,114 |
| 当期純利益 | | 13,369,465 |

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|---------|------------|---------------------|--------------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 | | |
| | | | | | 別 積 立 金 | 途 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当期首残高 | 1,622,718 | 1,342,600 | 1,342,600 | 178,620 | 23,150,000 | 40,649,034 | 63,977,654 | △66,884 | 66,876,088 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,978,780 | △2,978,780 | | △2,978,780 |
| 当期純利益 | | | | | | 13,369,465 | 13,369,465 | | 13,369,465 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 10,390,684 | 10,390,684 | - | 10,390,684 |
| 当期末残高 | 1,622,718 | 1,342,600 | 1,342,600 | 178,620 | 23,150,000 | 51,039,718 | 74,368,338 | △66,884 | 77,266,773 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|--------------------------|------------------|-------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,361 | 49,603 | 50,964 | 66,927,053 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △2,978,780 |
| 当期純利益 | | | | 13,369,465 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △326 | 185,727 | 185,401 | 185,401 |
| 当期変動額合計 | △326 | 185,727 | 185,401 | 10,576,085 |
| 当期末残高 | 1,034 | 235,330 | 236,365 | 77,503,139 |

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 店舗在庫：売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
流通センター在庫：移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 12年～34年 |
| 構築物 | 10年～20年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |
| 工具器具備品 | 3年～12年 |
- ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、加盟店貸勘定等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金 2020年3月23日開催の取締役会において、2019年9月30日付をもって当社取締役会長を辞任いたしました、創業者土屋嘉雄氏の多大な功労に報いるため、定時株主総会での承認を前提として、創業者功労金を贈呈することを決議したため、その支出に備えて計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建輸入取引
- (3) ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わないこととしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 決算期末（四半期末を含む）にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,866,536千円
2. 加盟店貸勘定又は加盟店借勘定は加盟店との間に発生した債権・債務であります。

[損益計算書に関する注記]

1. 売上高には加盟店向け商品供給売上高59,799,617千円が含まれております。
2. 営業外収益のその他のうちの主なものは、次のとおりであります。
取引先からの機器使用・保守などのサービス料収入及び販促媒体の売却収入 294,839千円
3. 関係会社との取引高
営業取引による取引高 3,600千円
4. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (千円) |
|----|------------|-----|-----------|
| 店舗 | 千葉県流山市他14件 | 建物等 | 45,565 |

資産のグルーピングは、店舗を基本単位とし、賃貸資産については、当該資産単独でグルーピングを行っております。主に収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失45,565千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、店舗45,565千円（建物37,885千円、構築物6,720千円、什器備品960千円）であります。

回収可能価額は、使用価値もしくは正味売却価額を適用しております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローが当事業年度はマイナスで算定されるため零として評価し、正味売却価額は売却見込額により算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式 | 40,923,408 | 40,923,408 | — | 81,846,816 |

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 普通株式 | 118,192 | 118,192 | — | 236,384 |

(注) 普通株式の自己株式の増加118,192株は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2019年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,978,780 | 73 | 2019年3月31日 | 2019年6月28日 |

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2019年4月1日を効力発生日としておりますので、2019年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

次のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2020年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 4,080,521 | 50 | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却費限度超過額 | 426,402千円 |
| 資産除去債務 | 393,062千円 |
| 未払事業税 | 206,542千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 152,500千円 |
| 未払金 | 120,564千円 |
| 未払費用 | 104,234千円 |
| 長期前払費用 | 77,849千円 |
| 商品評価損 | 54,362千円 |
| 減損損失 | 26,156千円 |
| リース資産減損勘定 | 2,142千円 |
| その他 | 64,426千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,628,245千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務 | △171,141千円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △103,274千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △454千円 |
| その他 | △56千円 |
| 繰延税金負債合計 | △274,926千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,353,318千円 |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗及び店舗付帯設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

加盟店貸勘定は、加盟店に対する貸付であり信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び加盟店買掛金並びに未払金は、そのほぼすべてが2ヶ月以内の支払期日のものであります。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2ヶ月後であります。なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが3ヶ月以内に納付期日が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で20年後であります。

長期預り保証金は、主に加盟店契約に基づく保証金であり、償還日は決算日後、最長で12年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

加盟店貸勘定は、加盟店ごとに残高表を作成し、継続的にモニタリングすることにより、早期に過剰残高等の状況を把握できる体制となっております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、担保価値を勘案して抵当権等を設定し残高管理をすることにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、範囲、管理体制及びリスク管理方法等を定めた社内規程に従っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|----------------------|----------------------|---------|
| 資産の部 | | | |
| (1) 現金及び預金 | 45,240,802 | 45,240,802 | — |
| (2) 加盟店貸勘定 貸倒引当金 | 13,674,914 △1,367 | 13,674,914 △1,367 | — — |
| | 13,673,547 | 13,673,547 | — |
| (3) 差入保証金(※1) | 4,868,813 | 4,955,706 | 86,892 |
| 資産 計 | 63,783,163 | 63,870,056 | 86,892 |
| 負債の部 | | | |
| (1) 買掛金 | 3,786,818 | 3,786,818 | — |
| (2) 加盟店買掛金 | 1,610,531 | 1,610,531 | — |
| (3) 短期借入金 | 1,350,000 | 1,350,000 | — |
| (4) 未払金 | 3,746,837 | 3,746,837 | — |
| (5) 未払法人税等 | 4,721,284 | 4,721,284 | — |
| (6) リース債務(※2) | 1,102,311 | 1,449,880 | 347,568 |
| (7) 長期預り保証金 | 863,148 | 862,191 | △956 |
| 負債 計 | 17,180,931 | 17,527,544 | 346,612 |
| デリバティブ取引(※3) | 338,605 | 338,605 | — |

(※1) 流動資産の1年内回収予定の差入保証金と固定資産の差入保証金を合算して表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産の部

(1) 現金及び預金、(2) 加盟店貸勘定

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを国債利回り等で割り引いて算定する方法によっております。

負債の部

(1) 買掛金、(2) 加盟店買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務、(7) 長期預り保証金

これらの時価につきましては、将来キャッシュ・フローを同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注) 1 | 科目 | 期末残高 (注) 1 |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------|---------------------|-------------------------|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社ベイシア (注) 2 | 群馬県 前橋市 | (被所有) 間接 0.5% | 商品の販売及び 電算処理 業務委託 | 商品の販売 (注) 5 | 15,258 | 売掛金 | 409 |
| | | | | | 電算処理料の 支払 (注) 5 | 225,058 | 未払金 | 20,922 |
| 主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社ベストケ ア (注) 3 | 群馬県 前橋市 | なし | 商品の販売及び 購入 | 商品の販売 (注) 5 | 19,795 | 売掛金 | 23 |
| | | | | | 商品の購入等 代金支払 (注) 5 | 4,608 | 未払金 | 275 |
| 主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社カインズ・ ビジネスサービス (注) 4 | 埼玉県 本庄市 | なし | 商品の販売及び 購入 | 商品の販売 (注) 5 | 39,427 | 売掛金 | 3,551 |
| | | | | | 商品の購入等 代金支払 (注) 5 | 72,585 | 未払金 | 14,825 |
| 主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社アイシー カーゴ (注) 4 | 群馬県 伊勢崎市 | なし | 商品の配送業務 | 商品配送料の 支払 (注) 5 | 76,080 | 未払金 | 11,548 |

「取引条件及び取引条件の決定方針等」

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の22.0%を直接所有、60.1%を間接所有、その近親者が議決権の4.4%を直接所有、12.2%を間接所有しております。
3. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の82.1%を間接所有、その近親者が議決権の16.6%を間接所有しております。
4. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の58.4%を間接所有、その近親者が議決権の41.2%を間接所有しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 電算処理料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - (2) 商品の販売に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (3) 商品の購入等に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (4) 商品の配送業務に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 949円67銭
2. 1株当たり当期純利益 163円82銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社ワークマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出正弘 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野和寿 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワークマンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

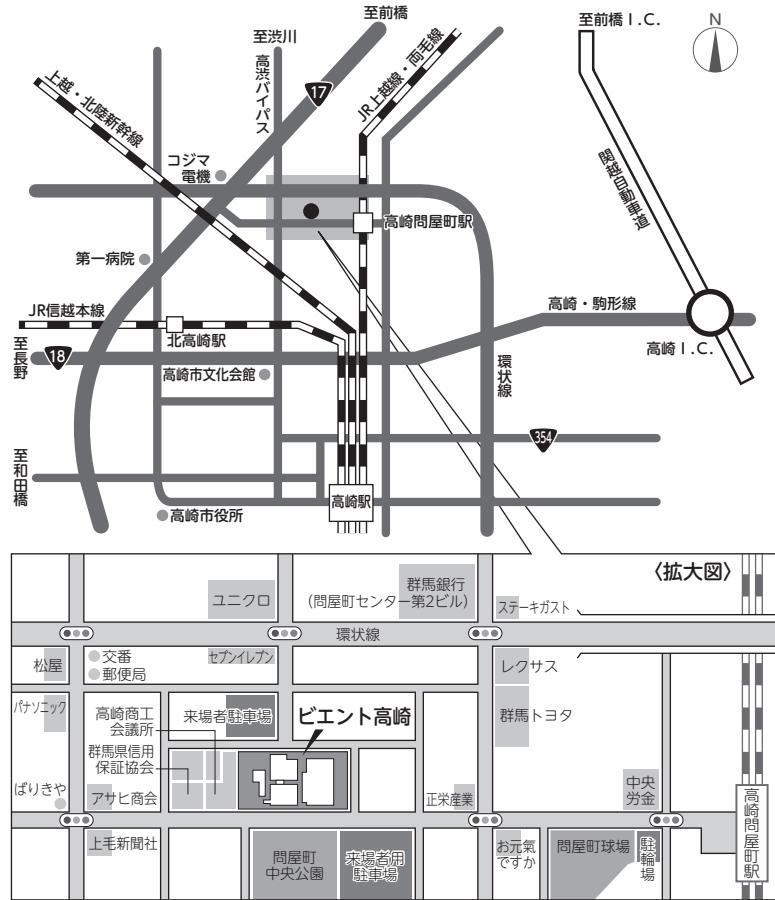
株式会社ワークマン 監査役会

常勤監査役 長谷川 浩 ㊟
 社外監査役 新井 俊夫 ㊟
 社外監査役 堀 口 均 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
 ビエント高崎 エクセルホール
 電話 027 (361) 8243 (代表)



交 通

- 関越自動車道……………高崎 I.C.から車で10分/前橋 I.C.から車で8分
- J R 上越線・両毛線……………高崎問屋町駅 (問屋口下車) から徒歩 5分
 (高崎駅から高崎問屋町駅まで1駅4分)



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。